

鹿児島県後期高齢者医療広域連合報酬、費用弁償等に関する条例

平成19年3月1日

条例第10号

最終改正 令和8年2月9日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定により準用する法第203条の2第4項の規定に基づき、報酬及び費用弁償の額及びその支給方法並びに実費弁償について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

- (1) 広域連合長及び副広域連合長
- (2) 選挙管理委員会の委員長及び委員
- (3) 監査委員の識見を有する者から選任される委員（以下「識見者」という。）及び議会から選任される委員（以下「議会選任委員」という。）
- (4) 審査会、審議会、調査会等法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員及びその他の構成員（次号に規定する者を除く。以下「附属機関の委員等」という。）
- (5) 情報公開・個人情報保護審査会の会長及び委員
- (6) 行政不服審査会の会長及び委員
- (7) 監査専門委員
- (8) 特定個人情報保護審査会の会長及び委員
- (9) その他

2 次に掲げる者には、実費弁償を支給する。

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (2) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

(報酬)

第3条 特別職の職員等に支給する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法及び支給期日)

第4条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 日額支給のものについては、職務に従事した日数に応じて支給する。
- (2) 月額支給のものについては、在職した月数に応じて支給する。ただし、月の中途において就任又は退職若しくは失職した者には、その日から又はその日まで日割計算によって、その月分として支給する。この場合において支給するときは、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

2 報酬の支給期日は、次のとおりとする。

- (1) 日額報酬は、職務に従事した日に支給する。
- (2) 月額報酬は、在職した当該月の末日までに支給する。ただし、その日が鹿児島県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、広域連合長において特別の事情があると認めるときは、支給日を変更することができる。

3 特別職の職員等が勤務しないときは、広域連合長が定めるところにより報酬を減額できる。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項に定める費用弁償の種類は宿泊費、宿泊手当、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とし、その額は別表に定める額とする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償のうち鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の算定は、居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。

2 居住地又は職務上の滞在地が離島にある場合であって、便船の都合により、その職務を行うために要する通常の旅行日数を超えたときは、その超過した日数については事実証明がある場合に限り費用弁償を支給する。

(実費弁償)

第7条 第2条第2項各号に掲げる者に支給する実費弁償の額は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第12号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づき職員以外の者に支給すべき額に相当する額とする。

2 実費弁償は、職務に従事した日に支給する。

（口座振込み）

第8条 報酬及び費用弁償は、本人の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支給することができる。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、報酬、費用弁償及び実費弁償の支給に関し必要な事項は、旅費条例に定める一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

（1）第2条第1項第1号及び別表第2に規定する副広域連合長 副広域連合長が選任された日

（2）第2条第1項第2号から第4号まで及び別表第2に規定する当該特別職の職員等 当該特別職の職員等が選任された日

（経過措置）

2 この条例の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この条例の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。

附 則（平成20年2月18日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月4日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月17日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月9日条例第3号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

区分	報酬額	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)	鉄道賃、船 賃、航空 賃、その他 の交通費
広域連合長	月額 10,000円	国家公務員等の旅 費支給規程（昭和 25年大蔵省令第 45号。以下「旅 費支給規程」とい う。）別表第2の 1の表に規定する 内閣総理大臣等の 宿泊基準額に相当 する額	旅費支給 規程別表 第3の表 に規定す る宿泊手 當に相 当する額	旅費条例の 規定の例に より算出し て得た額と する。ただ し、船賃の 旅客運賃の 等級に3階 級の区分が ある場合に あっては上 級の旅客運 賃の額と、 2階級の区 分がある場 合にあって は上級の旅 客運賃の額 とする。
副広域連合長	月額 8,000円	旅費支給規程別表 第2の1の表に規 定する指定職員等 の宿泊基準額に相 当する額		
選挙管理 委員会	委員長	日額 5,000円	副広域連合長相当額	副広域連合長相当額
	委員	日額 5,000円	副広域連合長相当額	
監査委員	識見者	日額 5,000円	副広域連合長相当額	副広域連合長相当額
	議会選 任委員	日額 3,000円	副広域連合長相当額	
附属機関の委員等		日額 5,000円	副広域連合長相当額	
情報公開 ・個人情 報保護審 查会	会長	日額 18,000円	別に定める額	別に定める額
	委員	日額 15,000円		
行政不服 審査会	会長	日額 18,000円	別に定める額	別に定める額
	委員	日額 15,000円		

監査専門委員		日額 15,000円	別に定める額
特定個人 情報保護 審査会		日額 18,000円	別に定める額
委員		日額 15,000円	別に定める額
その他		予算に定 められた 範囲内	別に定める額